

消費生活 相談

知らない番号からの電話は慎重に 警察を名乗る不審な電話には注意しましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

全国の消費生活センター等には、警察を名乗る不審な電話に関する相談が多く寄せられています。相談事例では、警察署で使用されることが多い末尾「0110」の電話番号を表示したり、電話からLINEのビデオ通話に誘導し、警察手帳を見せたりして信用させる手口などがみられます。最近では、実在する警察署の電話番号を偽装表示させる手口もあるので、さらに注意が必要です。

警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ったり、金銭を個人名義の口座に振り込ませたりすることはありません。相手が自分の個人情報を知っていたとしても、簡単に信用しないようにしましょう。



られたため信用してしまい、個人情報を伝えてしまった。

【事例2】末尾「0110」番号の電話を受けたら、警察を名乗る相手から「逮捕状が出ている。今すぐお金を振り込むように」と言われた。



トラブルに遭わないために…

- ▽知らない番号からの電話には慎重に対応しましょう。非通知でかかってきた電話には出ないようにしましょう。
- ▽相手から個人情報や金銭を要求されても応じないようにしましょう。
- ▽警察からと思われる電話であっても、慌てず一度電話を切って、警察相談専用電話「#9110」番に相談しましょう。

相談事例

【事例1】警察官を名乗る人物から電話があり、「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている」と言われた。誘導されたビデオ通話で警察手帳を見せ

困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

■問い合わせ
水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当
(☎282局1711 内線1171・1173)

▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
▼学生納付特例制度：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■保険料免除・納付猶予の申請方法

年金番号を確認できる書類(年金手帳・基礎年金番号通知書等)が必要です。また、左記の場合は必要書類をご用意ください。
▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
▼学生納付特例制度：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■免除・納付猶予の申請期間について

令和7年度の免除・納付猶予の受付は7月1日(火)から始まり、令和7年7月分から令和8年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」が申請可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和7年度は1万7510円)を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、免除等を受けられることがあります。審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

国民年金
だより
ご存じですか?「国民年金保険料の免除・納付猶予制度」

